

令7農振第2919号
令和8年1月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秋田市長 沼 谷 純

市町村名 (市町村コード)	秋田市 (05201)
地域名 (地域内農業集落名)	畠獅子岱地区 (獅子岱、畠ノ沢ほか)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は中山間地域に位置しており、農用地は不整形かつ高低差も大きく、小区画であり、平坦な農地と比較して悪条件である。本地区の営農状況は、個別経営が主であることから、機械への過剰投資、営農コストの上昇、米価不安定等により経営状況は年々悪化しているほか、高齢化に伴う離農等により担い手の減少が著しく、後継者確保も困難な状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主作物としつつ、かぼちゃ、玉ねぎ等の高収益作物の生産に取り組む。

また、地域内の農地の約6割が日本型直接支払交付金(中山間地域等直接支払交付金および多面的機能直接支払交付金)を活用しており、地域ぐるみでの農地保全活動のほか、かぼちゃ、玉ねぎの出荷販売を行い、収益を確保するなど、地域農業の維持発展を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払交付金にかかる集落協定の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手農家等への農地の貸付けは農地中間管理事業を活用し、農地の集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域内の農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

土地改良区の管轄外であることに加え、農地の高低差が大きく、基盤整備事業の実施は困難と考えられる。水路の補修等については日本型直接支払交付金を活用していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農希望者があれば、地域の担い手として確保する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じて以下の取組を実施する。

・かぼちゃの播種、収穫作業等については地域外からの営農ボランティアを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ④ 担い手不足により水稻の作付が困難となった田についてはかぼちゃ等の転作作物の作付を行うなど、農地としての維持を図っていく。
- ⑦ 日本型直接支払交付金を活用し、農地、農道、水路等の保全・維持活動を継続していく。
- ⑨ 近隣の畜産業者から出る堆肥を活用するなど、耕畜連携を図っていく。